

「永住許可に関するガイドライン」の一部改正に関する意見募集について

平成31年3月28日
法 務 省

第197回臨時国会において成立した改正出入国管理及び難民認定法により、在留資格「特定技能」が新設されたことに伴い、「永住許可に関するガイドライン」において、同資格の取扱いについて明記するとともに、同ガイドラインの内容の明確化を図ることとし、「永住許可に関するガイドライン」の一部改正を予定しています。

つきましては、これらの改正案について、国民の皆様から以下のとおり御意見を募集いたします。

意見公募要領

1 意見公募期間

平成31年3月28日（木）～平成31年4月26日（金）18時15分（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○ 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省入国管理局入国在留課 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（永住ガイドライン）について」と記載してください。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan74@i.moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメント（永住ガイドライン）について」としてください。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3592)7092

法務省入国管理局入国在留課 宛て

※ 冒頭に件名として「パブリックコメント（永住ガイドライン）について」

と記載してください。また、誤送信が生じないように御留意ください。

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合
意見提出フォームに必要事項を記載し、提出してください。

3 意見の提出上の注意

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

- お寄せいただいた御意見について個別の回答はいたしかねます。

- また、御意見の概要は原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、御意見の概要の公表に際して匿名を希望される方は、その旨を書き添えてください。